

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年1月21日開催 投資信託協会〕

1. 拠点開設サポートオフィスの開設について

- 日本が世界に開かれた国際金融センターの地位を確立する観点から、様々な取組を進めている。その取組の1つの柱として、金融庁・財務局では、新規に参入する海外資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督まで英語によりワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」を1月12日に開設した。また、同日付で関連する改正内閣府令等が施行され、英語での登録申請書の受付が可能となっている。
- 新規に参入する海外資産運用会社等に対する英語対応・ワンストップ化を公表した昨年11月6日より、登録に関する事前相談の英語での受付を既に開始している。今回のサポートオフィスの開設により、取組を更に推進していきたいと考えている。
- こうした取組を通じて、高度な専門性をもったアセットマネージャー等の参入により競争が促進され、日本の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成の実現に繋がる一歩にしたいと考えている。
- 今後とも、海外に比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を、戦略的にオールジャパンで進めていきたいと考えている。今後は、投資信託の運用会社についても新規参入が進むよう、取組を進めていきたいと考えており、貴協会におかれても、新規の入会手続きの英語対応や英語による情報発信等、資産運用業界の国際化の推進に、引き続きご協力をお願いしたい。

2. 国際金融センター確立に向けた取組について

- 昨年12月に決定された経済対策において、国際金融センター関連の施策についても盛り込まれたところ。
- 我が国には、安定した政治・法律制度、良好な治安・生活環境といった

強みがあり、また、大きな実体経済や1,900兆円の個人金融資産等、金融ビジネス、中でも資産運用ビジネスにとって大きなポテンシャルが存在すると考えている。

○ 他方で、市場としての魅力発揮、言語・社会の多様性の問題等のビジネス環境面に課題がある。

○ そこで、国を挙げた制度的・戦略的な取組により大きな成功を収めた観光に続き、ビジネスを行う場としても魅力的な国家を目指すべく、

- ・ 海外と比肩しうる金融資本市場へ向けた我が国市場の魅力の向上（※）
- ・ 海外事業者や高度外国人材のための環境の構築

に取り組む。

（※）（１）海外の投資運用業者等の我が国への参入促進

（２）資本市場の活性化

（３）成長資金の円滑な供給

により、我が国の金融資本市場が求められる役割を発揮することで、ビジネス機会創出、内外のプレイヤーにとっての魅力向上を企図する。

○ これにより、アジア、さらには世界の国際金融センターとしての地位を確立することを目指す。また、高度な金融サービスの提供や、ひいては我が国における雇用・産業の創出、経済力の向上につながると期待している。

○ なお、日本が国際金融センターとしての地位を高めることは、他の市場と相互補完的に機能することで、アジア全体として、地政学的リスクなど様々なリスクに対して強靱な金融システムの構築に貢献すると考えている。

（規制緩和について）

○ 海外資産運用会社が参入しやすいよう、2つの特例制度を設ける方向で、金融審議会にてご審議いただいたところ。具体的には、

- ・ 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者
- ・ 海外当局による許認可等を受け、実績がある投資運用業者

について、届出のみの簡素な手続きで参入できる制度を創設するというもの。

- 加えて、銀証ファイアーウォール規制の緩和についてもご審議いただいたところ。外国の法人顧客に関する銀証ファイアーウォール規制について、金融グループ内での顧客情報の共有に際し、顧客の同意を不要とする方向で制度整備が行われる見込み。

(税制改正等について)

- 昨年12月に公表された与党税制改正大綱において、国際金融センターの確立に向けた税制措置として、
 - ・ 法人税については、従来、役員の業績連動報酬について上場会社等のみ損金算入が認められていたが、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、損金算入を認めることとなった。
 - ・ 相続税については、現状、日本に10年を超えて居住している外国人が亡くなった場合には、国内財産のみならず全世界の財産も含めて課税対象とされることから「Never die in Japan」などと言われていたが、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続税については、その居住期間にかかわらず、国外の外国人や短期的に滞在する外国人が相続人となる場合、国外財産を課税の対象外とすることとなった。
 - ・ ファンドマネージャーに対する所得税についても、運用成果に応じ、出資持分を超えてファンドからファンドマネージャーに分配される利益（いわゆるキャリドインタレスト）について、経済的合理性を有するなど一定の場合には、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として分離課税（一律20%）の対象となることが明確化されることとなった。
- さらに、金融所得課税の一体化については、損益通算の範囲をデリバティブ取引等まで拡大することに関して、引き続き検討事項とされたものの、令和2年度与党税制改正大綱よりも前進した記載がなされた。

(その他施策について)

- そのほか、
 - ・ 計表等のデジタル化・整理統合・提出一元化

- ・ 外国人の創業・生活支援
- ・ 在留資格の緩和

についても、縦割りを打破し、関連省庁等と一体となった施策を進めていく。

3. 緊急事態宣言を踏まえた必要業務の継続について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年7日、緊急事態宣言が発出された。また、13日には対象区域が拡大されたところ。
- 緊急事態宣言を踏まえて、7日、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での金融機関の対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、必要な業務の継続を、要請等させていただいた。
- 対象区域の投資信託の運用会社については、
 - ・ リモート機能を最大限活用しつつ、必要な金融業務を継続、
 - ・ 対面の業務を継続するに際しては、予約制の導入など十分な感染対策に努めつつ、顧客の要望を踏まえた対応を実施、していただくよう要請させていただいた。
- 緊急事態宣言対象区域に限らず、金融機関におかれては、こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただくようよろしくお願いしたい。

4. 資産運用業の高度化モニタリングについて

- 昨年6月に公表したプログレスレポートでは、主に海外資産運用会社や国内大手資産運用会社の皆様との間で、①ガバナンス、②経営体制、③目指す姿と強みの明確化、④目指す姿を実現するための業務運営体制、等の課題について対話を行った内容について、言及させていただいた。
- 今事務年度においては、これらのフォローアップとして、グループ親会

社も含めた各社の取組の進捗について確認させていただきたい。また、特にファンドガバナンスに焦点を当て、より議論を深めていきたいと考えている。

○ 具体的には、

- ・ 各社におけるファンドガバナンスの考え方、目指す姿や現状の課題、
- ・ 商品組成の観点から、顧客ニーズを踏まえた商品組成プロセスが確立されているか、実際にどのような考えに基づいて商品が組成されたか、
- ・ 運用状況のモニタリングの観点から、個別ファンドのパフォーマンス検証や運用規模を踏まえたコスト管理をどのように実施しているか、

等の事例や取組について、対話をお願いしたいと考えている。

○ また、今事務年度は、独立系等の大手以外の皆様とも対話を進めている。ファンド数や投資対象を絞り込むこと等で、投資判断のための調査を徹底し、優良なパフォーマンスを実現しているケースや運用資産残高の拡大や経営・運用の継続(承継)が課題となっているケースなど、各社の強み、課題は様々である。しかしながら、顧客利益を最優先に高度化に向けた取組みを継続していくことは各社共通の課題だと考えている。

○ 昨年11月、業界初の試みである「資産運用業フォーラム」が盛況のうちに終了と承知している。資産運用業の高度化は、業界全体で継続して取り組んでいただくべき課題であり、是非、貴協会には、フォーラムでの議論、宣言文の具体的な実践等について、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを期待している。

5. 資産運用高度化へ向けた取組について

○ 金融庁では、資産運用高度化の観点からインベストメント・チェーン全体の機能発揮に向けた取組みを推進していくために、令和2年7月、総合政策局に「資産運用高度化室」を設置した。今後、資産運用高度化室を含め、インベストメント・チェーンに関わる幅広い関係者と協力しながら、業界全体の課題解決に向けて、取り組んでまいりたい。

- 資産運用の高度化に向けた、今事務年度における取組・調査について以下のような事項を予定している。
 - ①同一ベンチマークのインデックスファンドにおける信託報酬率の差異
同じ販売会社の商品ラインナップの中に、同一のベンチマークに連動するファンドにもかかわらず、手数料水準の異なる複数のインデックスファンドが含まれる例が見られる。同一ベンチマークに連動するインデックスファンドの中でも、設定後の経過年数が長いファンドの方が、信託報酬が高水準である傾向が見られ、その結果、古くからの顧客がコストの高いファンドを保有する状況となっている。
 - ②ESG・SDGsの日本の資産運用業界への影響
ESG・SDGs関連ファンドについては、そのコスト・パフォーマンスの現状や、ESGを考慮した銘柄選定の基準等について、注視してまいりたい。月次レポートや運用報告書でESGの取組等、投資家への説明者責任を果たしていただきたい。
 - ③ファンド手数料のうち「その他費用」の実態
一般にファンドの費用は信託報酬によって比較されることが多いが、それ以外にも「その他費用」が存在している。ファンドによって、「その他費用」に分類される項目が異なっており、一般の投資家にとって費用構造が分かりにくい状況にある。
 - ④私募や投資一任における運用パフォーマンスの「見える化」
運用パフォーマンスの「見える化」を推進するため、公募投信のパフォーマンス調査の定例化に加えて、私募投信や一任運用についても調査・分析を実施していく。
- 以上のような点を踏まえ、顧客利益を最優先に考え、顧客本位の商品を提供するという観点から、今後とも対話の中で各社の意見を伺いたいと考えている。また、貴協会とは金融庁との間で、償還・併合や「その他費用」などについて、担当者レベルの意見交換を行っていると聞いており、ご協力に感謝申し上げます。

6. 投資信託の直接販売に係る金融商品仲介業者への委託について

- 従前より、投資信託の運用会社が第二種金融商品取引業の登録を受け、自身が運用する投資信託の直接販売も行っている場合に、当該業務を金融商品仲介業者に委託することが可能か、という点について、その解釈が必ずしも明確ではなかったところであるが、昨年7月の投資信託協会第124回自主規制委員会において金融庁からご説明したとおり、今般、そのような場合についても金融商品仲介業者に委託することが可能と整理した。
- したがって、現行の金融商品取引法の下で、投資信託の運用会社が第二種金商業にあたる投資信託の直接販売を行う場合においても、仲介業者への委託が可能ということになるが、実際の委託にあたっては、仲介業者への委託に関する自主規制や外務員登録の課題を解決する必要がある。
- この点については、現在、投資信託協会において具体的なご検討を進めていただいているものと承知している。
- 前向きに取り組んでいただいていることに感謝を申し上げますとともに、今後、協会会員である投資信託の運用会社において、仲介業者への委託を行いたいというニーズがあった場合に備えて、引き続き、必要な取組を進めていただくよう、お願いしたい。

7. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行ったところ。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、本年6月末までに見直す方針である。
- なお、法律で押印・書面の交付等を求める規定についても、規制改革推進室が取りまとめた上、次期通常国会に提出する一括改正法案により改正する予定となっている。

(登記事項証明書の添付省略について)

- 法務省の登記情報システムが改修され、昨年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、その添付省略の取扱いを開始しているため、この場を借りて改めて周知させていただく。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、皆様におかれても、こうした論点整理なども踏まえながら、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 今般、FATFは、本年2月に予定していた対日相互審査の結果に関する議論について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- FATF対日相互審査については継続して行われており、金融庁では日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう対応していく。
- 各金融機関におかれては、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に、一層取り組んでいただきたい。
- また、昨年12月11日、ガイドラインの改訂案を公表（本年1月22日までパブリックコメントを実施）した。いただいたご意見も踏まえ、追ってFAQを公表予定である。
- 改訂により金融機関に求められる対応が明確化されることで、態勢の高度化をさらに進めていただくことを期待している。

(参考)

① モニタリングで把握した課題等の整理

- ・ 顧客ごとのリスク評価及び、高リスク取引に対する営業実態の把握等を、「対応が求められる事項」として整理。

② 他の金融機関や事業者との業務提携等

- ・ 新商品・新技術を取り扱う場合には、当該商品サービスのリスクの検証に加え、その提供に係る提携先、連携先等のリスク管理体制の有効性も検証する旨を記載。

③ 継続的顧客管理における顧客情報の更新等

- ・ 顧客情報の更新に際して、必ずしも、全ての顧客に一律の内容で、一斉に調査を行う必要はなく、リスクに応じたスケジュールや手法も認められる旨を記載。

9. 令和3年度税制改正要望の結果

- 金融庁の令和3年度の税制改正要望においては、先述の国際金融センターの確立に向けた税制措置の他、税制上の手続のデジタル化の推進等を重点項目として要望したところである。
- かねてから業界より強い要望のあった税制上の手続のデジタル化に関し、今般、基本的に全ての手続についてデジタル対応が可能となることとなった。これは、利用者の利便性向上のみならず、金融機関の事務負担軽減に資するものであり、大きな前進であると考えている。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援をいただき、この場をお借りして感謝申し上げたい。

10. サステナブルファイナンス有識者会合の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、有識者会議を設置し、1月21日に第1回会合を開催。
- 今後、①金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、③企業による気候関連開示の充実、等のテーマについて検討。

11. COVID-19 がリテール市場のコンダクトに与えた影響に関する IOSCO 報告書について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年 12 月、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がリテール市場のコンダクトに与えた影響に関する報告書」を公表した。
- 本報告書では、COVID-19 の環境下において生じつつあるコンダクト問題に当局が対処するための一助となるよう、危機時において生じた問題事例に関するケーススタディの内容がまとめられている。
- 金融庁ホームページや IOSCO ホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

12. IOSCO 報告書「暗号資産に関する個人投資家の教育」について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年 12 月、「暗号資産に関する個人投資家の教育」と題する最終報告書を公表した。
- 本報告書は、各国の暗号資産に関する投資家教育の事例を含んでおり、暗号資産に関する教材の開発、無免許又は詐欺的企業に関する情報提供、投資家への情報提供のためのコミュニケーションチャンネルの利用、教材の開発や配信に関するパートナーシップの構築の 4 つの分野についてガイダンスを示している。
- 金融庁ホームページや IOSCO ホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

13. 本年の国際会議にて議論予定のトピックについて

- 金融安定理事会（FSB）は、昨年 11 月、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の混乱を分析した報告書を公表した。本年も引き続き、FSB 及び IOSCO をはじめとする各基準設定主体の間で、ノンバンクセクター等の

議論を継続している。

- また、昨年11月に開催されたIOSCOの年次総会では、IOSCOにおける2021年の優先課題を決める議論がなされ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題に焦点を当てていくこととなった。
- 今後も、こうした意見交換会場などを利用して、国際的な議論の動向を広くご紹介させていただく。金融機関の皆様の業務のご参考としていただければありがたい。

(以 上)